

通 信

認可保育施設の入所を考えたとき、見学や申請の方法、タイミング、各施設の違いなど、わからないことがたくさん出てきて、何から始めたらよいか迷いますよね。申請までの事前準備として、『認可保育施設特集』をお届けします。これからの保育施設選びにぜひ、ご活用ください。

認可保育施設に入所するには保育を必要とする事由が必要です。

入所できる年齢は

生後 57 日目から小学校就学前までです。

〔 地域型保育施設は満 6 か月目から
同援はいじま保育園は 1 歳児クラスから 〕

入所の申し込み場所・時期

受付場所：市役所 1 階 17 番窓口
随時受付（各月の締切日詳細は入所のしおり
でご確認ください。）

次年度 4 月の入所申請は

例年 12 月頃に集中受付期間があります。
次年度 4 月入所申請に関する情報はホームページ
広報等でお知らせします。ご確認ください。

注) 疾病、障害のあるお子さんが入所を希望する際は、
事前に子ども子育て支援課にご相談ください。

保育を必要とする事由とは

就労、出産、保護者の疾病・障害、求職活動（求職中）他
詳細は入所のしおりでご確認ください。

例えば・・・

保育を必要とする事由	注意事項
就労	昭島市は月 64 時間以上（通勤時間・休憩時間を含む）の就労が必要
求職活動（求職中）	入所後 3 か月以内に就労開始が必要
出産	出産予定月を含む前後 2 か月 計 5 か月の期限付き入所



認可保育施設 Q & A

縦割り保育ってなに？

異年齢の子どもたちが同じクラスで生活することです。きょうだいのような関わりの中でお互いに成長していきます。
縦割り以外のクラスは学年ごとに区切ったクラス編成です。

地域型保育施設はどういうところ？

少人数（19 人以下）で満 6 か月目～2 歳のお子さんを預かる施設です。
3 歳からは連携している保育施設がある場合、優先入所も可能です。
※アレルギー対応不可の場合あり

何歳児クラスになるの？

保育施設のクラスは年度毎に 4 月 1 日時点の年齢で決まります。
例えば、令和 2 年 5 月 21 日生まれのお子さんは令和 3 年度の 0 歳児クラスに入所となります。

入所の準備を始めるときは？

「入所のしおり」をご準備ください。

入所のしおりには、
申し込み手続き、必要な書類、利用料金等が書かれています。
申請に必要な用紙も添付されており、提出書類は世帯によって異なりますので、しおりをよく読み、わからないことがありましたら、ぜひご相談ください。

入所のしおりの配付場所

昭島市役所 1 階 17 番窓口 保健福祉センター（あいぼっく）
東部出張所 武蔵野会館 緑会館 子育てひろば
児童センター「ぱれっと」 アキシマエンス等

入所のしおりはホームページで
見ることもできます。

しおりQRコードは
こちら！



聞きたい！知りたい！ 保育施設見学のポイント！

特色、設備、保育内容、開所時間等は **園によってさまざま** です！

保育施設に通う一日の流れをイメージしましょう



荷物・朝のお仕度



毎日の持ち物や準備、週始め・週末の準備はどんな事する？
ベビーカーは置いて仕事に行ける？
慣れ保育は何日くらいかかる？

遊び・活動・行事



縦割り保育をしていますか？
どんな遊びや活動をしているのかな？
どこにお散歩に行くのかな？
どんな行事がある？

寝具の準備



お昼寝はどんな寝具で
するのかな？
寝具の持ち帰りはある？

ポイント！

乳児クラスは、検温、おむつ替え、荷物の準備、週始めの布団カバーなど、朝のお仕度にも時間がかかる場合があります。
具体的に知っておくと、入所後の送迎にかかる時間を想定できます。

ポイント！

遊びや活動を通して、子ども達はどんどん成長していきます。園の活動内容がお子さんや保護者の思いに合っているか、よく聞いてみましょう。
保護者の行事への参加が、平日にある場合もあります。

ポイント！

お昼寝用簡易ベッド（コット）や布団など、園により寝具が異なります。朝のお仕度や週始め、週末の荷物が変わってきます。

その他 情報収集

保育施設の子育てひろば

プログラムや行事、園庭開放等、入所していないおさんと保護者が参加できます。
楽しく遊びながら、保育施設の雰囲気を知ることができます。

乳幼児支援制度案内「きらり」に各保育施設の子育てひろばの日程や内容を掲載しています。

デジタルブックもご活用下さい。



きらり
デジタルブック
QRコードは
こちら！

きらりには
キラキラ輝く
子育てを応援
したい！
という気持ち
がこめられて
います。

各保育施設のホームページ

各施設の特色、設備、保育内容、1日の流れ等が掲載されています。

ホームページを見る際は中面の【認可保育施設一覧表】のQRコードをぜひご活用ください。

【認可保育施設一覧表】には、親参加行事、駐車場の有無、冷凍母乳対応等を掲載しています。各施設の違いがよくわかります。

こんな
方法も！

福ナビ

とうきょう福祉ナビゲーション

東京の福祉のポータルサイトです。客観的な保育施設の情報を見ることができます。

<http://www.fukunavi.or.jp>

- 1 「とうきょう福祉ナビゲーション」へアクセスする。
・「福ナビ」と入力して検索する。
- 2 第三者評価のトップページから検索方法を選ぶ。
「サービスから探す」場合。
・知りたい評価結果のサービス分野のアイコンをクリックする。
- 3 条件を指定して検索する
- 4 見たい事業所を選ぶ

毎日、送迎できる距離か、お子さんが毎日楽しく通えるか。

保育園はお子さんの大切な生活の場です。さまざまな場面をイメージしながら直接見学をして先生にしっかり話を聞いておく心安いですね。子どもが大きくなった時や、きょうだいが増えた時など、ちょっと未来のことも想像してみましょう。



給食・おやつ



どんな給食やおやつを食べるのかな？
母乳対応はしているのかな？

ポイント！

現在アレルギー症状がないお子さんも、アレルギーや健康面で心配なことがある場合は念のため具体的な対応などを必ず確認しておきましょう。
土曜日はアレルギー食の対応がない場合もあります。

開所時間・送迎



徒歩？自転車？車？ 雨や雪の日はどうやって通う？

ポイント！

開所時間は施設によって異なります。
送迎者の勤務時間に合っているでしょうか。
何時から受け入れ可能？
延長保育はある？ない？
土曜日の受け入れはある？

**見学に行くときの
注意点**

- ・ 保育施設に見学希望であることを伝え、予約をして見学に行きましょう。
- ・ 施設の都合や感染症拡大防止のため見学方法が制限されていることや、希望日に見学できない場合があります。余裕をもって見学の計画を立てましょう。
- ・ ご出産前に保育施設の見学をすることも可能です。
- ・ 大切なことを聞き忘れないように質問したいことをメモしていきましょう。

募集状況を確認

各施設の募集状況（毎月1日に最新情報に更新）

掲示場所 市役所1階17番窓口
あいぽっく1階掲示板
ホームページ

電話問い合わせ

◇◆子ども子育て支援課子ども子育て支援係◆◇
042-544-5111（内線2162～2165）
042-544-4189（直通）

ホームページで見える場合はこちらのQRコードをご活用ください。

保育所空き状況
QRコード



◇◆子ども子育て支援課子ども子育て地域支援担当◆◇
042-544-5111（内線2170・2171）
042-544-4190（直通）

**利用者支援員
に相談**



「園選びに迷っている。」
「申請書類の書き方がわからない。」
「しおりを読んだけどわからない。」

子ども子育て利用者支援員が丁寧に対応します。



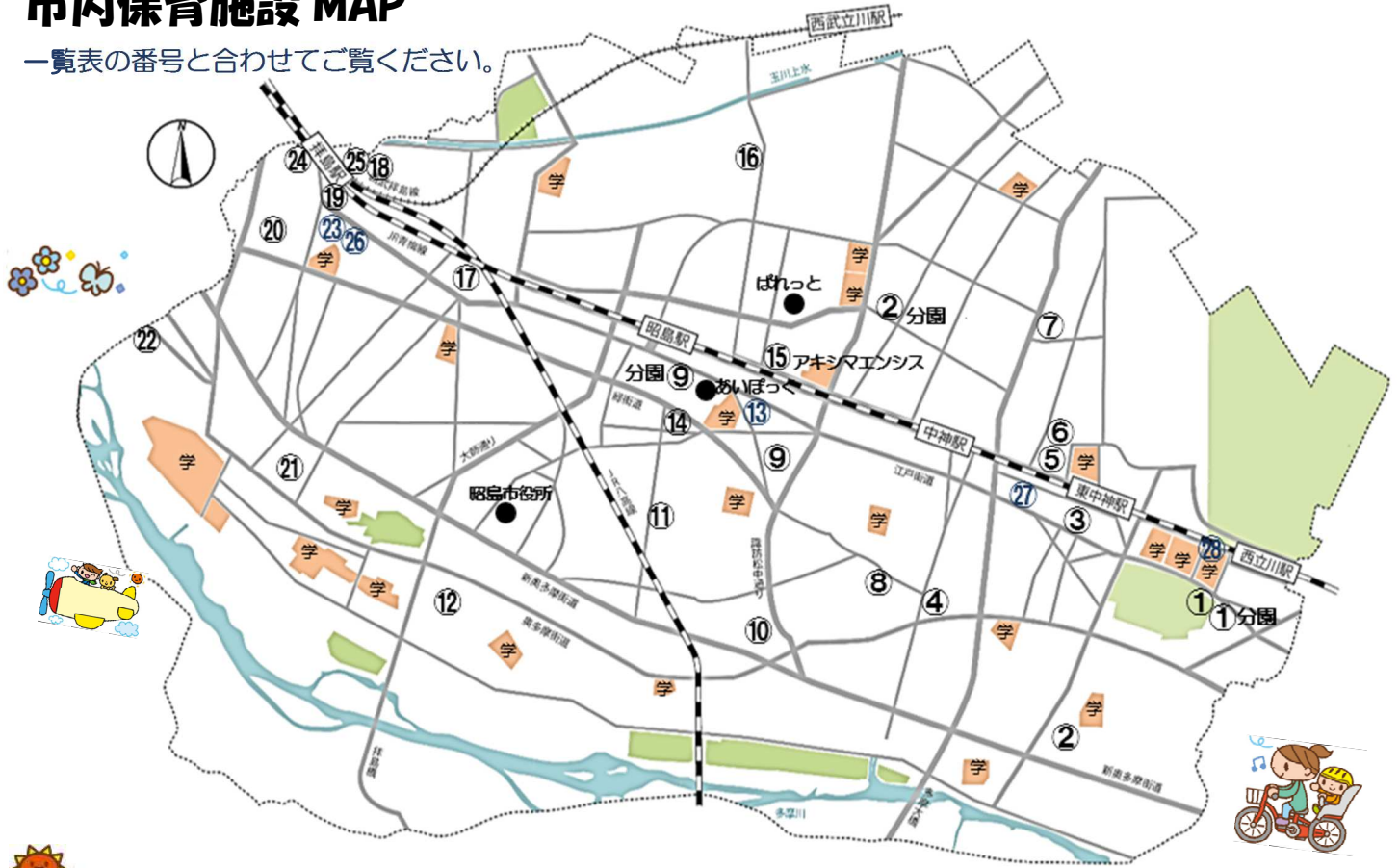
ぜひ！

子ども子育て利用者支援員にご相談ください。

子ども子育て支援課 子ども子育て地域支援担当	子ども子育て利用者支援「ぽっけ」 (アキシマエンス校舎棟1階)
昭島市役所1階17番窓口 月～金曜日（祝日は除く） 8:30～17:00（受付16:45まで） 042-544-4190（直通） 042-544-5111（内線2170・2171）	月・水・木曜日（祝日は除く） 9:00～16:30（受付16:00まで） 正午～13:00を除く 子育てひろばいちごでも相談できます。 042-519-2218
出張相談	
子育てひろば なしのき・ほりむこう りんご・さくらんぼ・くるみ 金曜日巡回 9:30～11:30（受付11:00まで） ※日程は上記へお問い合わせください。	保健福祉センター「あいぽっく」 毎週火曜日（祝日を除く） 9:00～16:00（受付15:45まで）

市内保育施設 MAP

一覧表の番号と合わせてご覧ください。



認可保育施設の利用料金について

保護者が負担する利用料金（保育料）は世帯の市民税所得割額に応じた額になります。具体的な金額は「保育施設入所のしおり」に掲載されています。

0歳児～2歳児クラス



何歳児クラスに入所しますか？

3歳児～5歳児クラス

課税世帯の利用料

第1子	全額負担
第2子	半額負担
第3子以降	0円

非課税世帯の利用料
「幼児教育・保育の無償化」対象

0円

「幼児教育・保育の無償化」対象
すべての世帯の利用料は

0円

*副食費は実費負担となります。
4,500円相当を直接施設へ支払います。

※0～2歳児クラスの副食費は利用料に含まれています。

副食費とは？

子どものおかず・おやつ等にかかる費用です。自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用のため、保育施設を利用する保護者負担となるのが原則となります。

下記のいずれかに該当する場合、副食費が免除されます。

- 世帯年収が360万円未満相当世帯の場合（区市町村民税所得割課税額から算定）
- すべての世帯（所得階層にかかわらず）の未就学児の最年長者を第1子とした場合の、第3子以降の子ども



- ★副食費の免除は、保育料の多子世帯の負担軽減と算定が異なるためご注意ください。
- ★ひとり親世帯等、算定が異なる場合があります。

実費負担分は無償化対象外のため、自己負担になります。

時間外保育料



教材費

園服、体操着、帽子等



行事費

遠足代、写真代等